

J R 東日本労働組合

NAGANO

E-mail naga-30-naga@hotmail.co.jp



2021年 2月15日 No. 395

JR東日本労働組合

長野地方本部

発行者：臼井幸一

編集：情宣部

現在「過半数代表者」選挙が行われています！

過半数代表者とは？

かつて大多数の職場で組合員数が過半数以上を占めていたJR東労組が2018年に「格差ベア永久根絶」を求め、スト権行使を会社に予告してからの様々な混乱により、かつて約46,000名いた組合員は現在約5,000名（2020年4月現在）となっています。



過半数の社員を組織する労働組合がない職場において、労働基準法等に基づき「労使協定」の当事者となる「過半数代表者」の選出が行われます。「過半数代表者」は今後、24協定、36協定、就業規則の変更の賛否の他、「社員代表」として職場の意見を取りまとめて会社に提言するなどの役割・責任があります。職場の問題に向き合い、利害なく職場の全社員の意見を公平に聞きながら、職場の諸問題の改善や労働条件の維持・改善など、重要な役割を担っていきます。

労働組合とは？

労働組合は基本的人権として労働基本権（団結権・団体交渉権・団体行動権）を通して法律で守られている一方、社友会にバックアップはありません。会社の「就業規則」には「社員の就業に関することは、法令又は労働協約に定められるもののほか、この規則の定めるところによる」とあります。「就業規則」では規則・人事・労働時間・賃金など私たちが働き甲斐を求めていく中では会社が圧倒的に有利な状況です。



労働組合は使用者との間で「労働協約」を結んでいるため、使用者が労働組合や組合員に対して不利益な取り扱いをすることを「不当労働行為」として禁止していますが、社友会は労働組合ではないので「労働協約」がなく、職場諸問題や業務問題、賃金などの問題点に対して口は出しても交渉はできません。いまの会社、職場に働きがい、やりがいを感じられますか？問題点や不利益に対して労働協約のない社友会では会社と対等な団体交渉はできません。

東日本ユニオンは過半数代表選に仲間と取り組んでいきます！ 問題点等、地本まで連絡をお願いします！